

平成24年第3回

# 荒川区教育委員会定例会

平成24年2月10日

於) 第三中学校 多目的室

荒川区教育委員会

平成24年荒川区教育委員会第3回定例会

1 日 時 平成24年2月10日 午後3時30分

2 場 所 第三中学校 多目的室

3 出席委員 委 員 長 小 林 敦 子  
委員長職務代理者 青 山 侖  
委 員 高 野 照 夫  
委 員 高 田 昭 仁  
教 育 長 川 寄 祐 弘

4 出席職員 教 育 部 長 新 井 基 司  
教育総務課長 入 野 隆 二  
教育施設課長 丹 雅 敏  
学 務 課 長 平 賀 隆  
社会教育課長 佐 藤 泰 祥  
社会体育課長 泉 谷 清 文  
指 導 室 長 武 井 勝 久  
南千住図書館長 東 山 忠 史  
書 記 新 井 裕  
書 記 大 谷 実  
書 記 浅 沼 佳 子  
書 記 湯 田 道 徳  
書 記 渡 部 由 香

(1) 審議事項

第4号 平成23年度荒川区登録文化財の登録及び荒川区指定文化財の指定について

第5号 荒川区体育指導委員の設置に関する規則の一部を改正する規則

(2) 報告事項

ア 平成24年度予算案における教育委員会主要事業について

イ 小中学校、園におけるインフルエンザの流行について

(3) その他

○委員長 ただいまから荒川区教育委員会第3回定例会を開催いたします。

それでは、出席委員数の御報告を申し上げます。

5名出席でございます。

会議録の署名委員は、高野委員及び高田委員をお願いいたします。

教育長、あいさつをお願いいたします。

○教育長 本日の審議よろしくをお願いいたします。

○委員長 平成23年9月16日開催の第18回定例会の会議録及び10月14日開催の第19回定例会の会議録が机上に配付されております。

本会議録につきましては、前回の定例会にて配付し、この間、確認等していただきました。

本日、特に委員から意見等がなければ承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、承認いたします。

また、平成23年10月28日開催の第20回定例会の会議録及び11月11日開催の第21回定例会の会議録が机上に配付されております。

次回の定例会で承認についてお諮りいたしますので、次回までに確認し、何かお気づきの点があれば事務局まで連絡をお願いいたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして議事を進めます。

本日は、審議事項が2件、報告事項が2件ございます。

まず、議案の審議を行います。

初めに、議案第4号「平成23年度荒川区登録文化財の登録及び荒川区指定文化財の指定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○社会教育課長 議案第4号「平成23年度荒川区登録文化財の登録及び荒川区指定文化財の指定について」御説明いたします。

提案理由でございます。荒川区文化財保護条例第4条及び第6条の規定により、荒川区登録文化財の登録及び荒川区指定文化財の指定を行うためでございます。

内容でございます。登録すべき文化財の登録については、記載のとおり4件でございます。有形文化財歴史資料、皆川氷業史関係コレクション、所在、所有者等は、皆川宣男氏でございます。

次に、有形文化財歴史資料、武蔵国豊島郡新堀邸、諏訪神社記碑、諏方神社でございます。

次に、無形文化財工芸技術、花かご、武関章氏でございます。有形民俗文化財、木造大黒天像・恵比寿像、素盞雄神社でございます。

2つ目、指定すべき文化財の指定についてでございます。有形文化財歴史資料、千住製絨所絵馬、荒川区教育委員会でございます。無形文化財工芸技術、木版画摺、松崎啓三郎でございます。詳細につきましては、ふるさと文化館館長から御説明いたします。

○委員長 はい。

○荒川ふるさと文化館館長 それでは、説明させていただきます。

お手元に写真と、それから文字の資料がございますので、御覧になりながらお聞きください。

それでは、皆川宣男さん所蔵の氷業史関係コレクションについてですが、このコレクションは、皆川号外コレクションの所蔵者であります皆川重男氏が収集した、氷業に関する資料でございます。計380点を確認しております。

江戸時代の安政2年から、昭和40年までの資料です。明治から昭和前期が大半を占めておりますけれども、内容を大別いたしますと、皆川家で営んでいた氷の卸売業に関する資料、それから皆川重男氏が号外をあれだけコレクションした方ですので、氷業史についても関心が強く、その関心から収集した資料から成り立ちます。

写真を見ていただきますと、左側に錦絵ですけれども、「大日本物産図会北海道函館氷輸出之図」とありますけれども、これは日本で初めて氷を本格的につくったときの錦絵です。こういった珍しいものも含まれておりますし、それから氷に関する広告、新聞記事ですとか、この錦絵を含む絵画資料などがこのコレクションの中に含まれております。

登録理由ですけれども、当該資料は、地域の歴史の一端を伝える貴重な資料である。また、東京における氷業史関係資料が含まれており、全国でも例のない氷業史関係資料のコレクションとして学術的価値が高く、保存の必要がある、ということが理由でございます。

登録基準につきましては、条例のとおりでございます。

以上が皆川さんの所蔵のコレクションについてです。

資料の次のページをめくってください。よろしいでしょうか。

次の資料は石碑ですけれども、諏方神社にあります諏方神社の縁起を刻んだ資料でございます。この碑の大きさは197センチと結構大きなもので、文化14年に建立されました。この銘文を見ますと、「林田山村紀胤撰并書」とありますけれども、実は松崎慊堂という儒学者がおりまして、慊堂が書いた詩文を集めた「慊堂遺文」という資料集があるのですが、こちらをめくりますと、「武蔵国豊島郡新堀邸諏訪神社記」というものが収められております。しかも、これに「代山村紀胤」とありまして、紀胤にかわって慊堂がこの文章をつくったと思われるような文が収集されておりました。

ですから、碑文だけで確認いたしますと、この山村という人が文字を書き、それから書もかいたということになりますけれども、ほかの資料から、もしかすると松崎慊堂の作品である可能性

が非常に高くなったということでございます。

松崎慊堂というのは、掛川藩、静岡ですけれども、藩主の太田家なのですが、ここの教授を務めております。ちなみに、日暮里の駅の近くの本行寺さんが太田家の菩提寺でございますので、松崎慊堂はしげく日暮里に来ていたと思われまいますので、諏方神社の縁起も恐らく編集することができたのではないかと考えております。台座につきましては後補でございまして、皇紀二千六百年記念事業として、昭和15年に補修されたものでございます。

登録理由につきましては、当該資料は、制作年代及び建立関係者名が明らかであり、江戸時代後期の地域の神社に関する由緒を伝える上で、貴重な資料であると考えてございます。

基準につきましては、条例のとおりでございます。

以上が諏訪神社にございます石碑の説明になります。

それでは、次のページをめくっていただきたいと思ひます。

登録文化財の3つ目ですけれども、こちらは無形文化財の武関章さん、花かごの職人さんです。日暮里の夕やけだんだんという階段の近くにお店を構えてございまして、花かごづくりを竹の選定から、竹割り、それから染色、編み、仕上げまで全工程をこなす職人さんです。

この方は、荒川生まれで、武関章さんで三代目になります。初代のおじい様が関東の代表的な竹工芸家の初代飯塚鳳齋氏に師事しまして、戦後独立して、日暮里で開業したということです。

武関章さんは、高校卒業後、お父様につきまして修業を重ね、その後、大分に移動されまして、そちらで2年間、専門学校で竹工芸を学びました。それから、非常に著名な初代鳳齋氏の孫の飯塚小玕齋さんや、京都の名工であります早川尚古齋さんにも学んでおります。

受賞歴を見ていただくと、技術的に高いことはおわかりになっていただけるかと思いますが、昭和61年に日本伝統工芸展に初入選して以来、さまざまな賞を受賞しています。しかも、現在では日本伝統工芸展の木竹芸部門の鑑査委員をしておりますから、今は審査をしている立場にある人です。平成4年には、東京都知事より青年優秀技能者賞を受賞しておりますし、また21年には文化庁により文化交流使としてドイツに派遣されまして、ドイツのハンブルク美術館で所蔵しています古いかご類、これの調査、それからワークショップでかごをつくる実演などもなさっています。昭和33年生まれと、お若いですが、技術的には非常に高い方です。お父様も登録無形文化財になっています。

花かごの技術というのは、江戸時代から見られるのですが、もともと中国の唐物というものを模倣したかごが多かったのが、明治時代になりまして、先ほど話の中に出てきました飯塚鳳齋を初代とする飯塚家によって近代の花かごというのが確立されております。その飯塚琅玕齋氏などの技術を武関さんは踏襲されているということでございます。

認定理由ですが、保持者の技術は、3代にわたって受け継がれてきた。また、関東の名工であ

る飯塚家の流れをくみ、その系譜は明らかである。事に、飯塚琅玕齋氏の作品の技法や作風を引き継いでいる。竹の特性を生かしながら、正確な「竹割り」、「美しい編み目をつくり出す『編み』」、形つくる『組み』」の技術によって、多彩な花かごをつくり出す保持者は、区にとって貴重でございます。

写真を見ていただきますと、保持者の作業風景の写真、それから平成8年に伝統工芸木竹展で東京都教育委員会賞を受賞しました作品を添付してございます。これは「天河」と言ひまして、天の川を表現した花かごでございます。

以上が武関さんの説明になります。

続きまして、有形民俗文化財になりますが、木造大黒天像と恵比寿像のものです。これは素盞雄神社が所蔵してございまして、計3体からなります。写真のように、小さいものが大黒・恵比寿で一對になってございまして、もう1つ大きなものが大黒天像としてやや大きなもの、この3つからなる文化財でございます。

この3つのうち3番目のものですが、台座の後ろに、天保2年の銘がございまして、その銘に自々齋条一舟という人形師の名前が記されております。この自々齋条一舟というのは、江戸期の有名な人形師でして、千代田区の神田神社がありますが、そこのお祭りで引き回された山車人形「飛騨匠」というものがあるのですが、その作品をつくった職人さんです。この各像の中には小型の男根を模した小像がおさめられてございまして、底部には内臓を模した言葉も記されております。このようなことから商売繁盛ですとか、子孫繁栄を祈願して造立されたものと思われまふ。素盞雄神社におさめられる前は、日光街道沿いにありました倉嶋家という古いろそく屋さんを持っていたものです。それを鎮守であります素盞雄神社に納めたものだそうです。

登録理由といたしまして、当該資料は、伝来だけでなく、銘文等から制作年代・作者・造立趣旨が明確である。江戸時代後期の地域の民間信仰を伝える上で、また有名な人形師の作例として貴重であり、保存の必要があるという理由でございます。

登録基準は示したとおりでございます。

では、続きまして、指定文化財に参ります。

写真を次のページに記載してございます。指定文化財2件ございまして、1件は、有形文化財歴史資料、千住製絨所絵馬ということで、教育委員会所蔵でございます。現在、荒川ふるさと文化館の常設展示室で展示してございます。

この絵馬は、明治12年に南千住で開業しました陸軍が使用するウールを製造する官営工場、千住製絨所、皆さん御存知かと思いますが、この製絨所に関する絵画資料です。製絨所を建設するときに関係した大工さんですとか、地元の有志、それらが工事の安全を祈願して素盞雄神社に奉納したと考えられております。その神社に奉納された後、千住製絨所内に博物館のような施設

があったのですが、そちらに収められ、戦争中は東北地方に疎開され、その後、陸上自衛隊の松戸駐屯地に展示されていたものを平成17年度に教育委員会に寄贈されました。

当該資料につきましては、写真が余りよくないのですが、東側に隅田川を描きまして、左側の方、西側の方に富士山を描きます。これは日本画などでよく使う手法です。隅田川の方から掘割を引いている様子ですとか、それから構内で建築にかかわる多くの職人さんの姿が描かれています。順番に工程が描写されるなど、1つの画面の中に異なる作業が描かれておりますので、同図異時的な手法で描かれた絵画資料だと考えられます。この書かれている人物ですが、営繕方の役人、この中には御雇外国人と思われるような洋装の人も描かれています。明治初期の建築風景や風俗もうかがえる良い絵画資料だと考えられます。

指定理由ですが、千住製絨所は、日本毛織物工業の嚆矢であり、当地域においても初期にできた近代工場として地域を大きく変貌させるきっかけとなったものである。当該資料は、南千住の鎮守である素盞雄神社に奉納されたこと、奉納者や制作者が地元にはゆかりの人物であることなど地域と関係も深い。また、明治初期の建築作業や風俗を知る上でも大変貴重であり、保存する必要がある、という理由でございます。

指定基準につきましては、お示したとおりです。こちらは、写真が余りよくないので、文化館に来られたときにぜひごらんください。

それでは、次の松崎啓三郎さんに行きたいと思います。

無形文化財工芸技術の木版画摺の松崎啓三郎さんですが、昭和12年生まれの職人さんです。町屋にお住まいで、いわゆる錦絵と呼ばれている浮世絵の復刻の版画なども手がけておりますし、のし紙ですとか、記念切手の封紙、それから千代紙、千社札、菓子の懸紙など多様な分野の作品を制作しております。

千葉県でお生まれになりまして、中学卒業後に松村安次郎を祖とする松村三井系という系統があるのですが、その技術を受け継ぐ職人さんに師事しまして技術を得ました。4年間の年季奉公の後に現在地で独立しております。

後継者として御子息の浩繁さん、それから最近、荒川の匠育成事業を利用しまして、新しいお弟子さんの卵を今育てています。それから、この方は、平成13年に東京都伝統工芸士にも認定されております。

木版画摺というのは、もともと単色摺りでしたが、「見当」という技術が確立された後、鈴木春信によって錦絵が発達したわけですが、それら江戸時代からの伝統的な技術が忠実に受け継いでいるというところが大変貴重であるということです。

認定理由でございますが、保持者は、江戸時代から続く浮世絵の摺師である松村三井系の系譜に属し、伝統的な浮世絵の木版画摺の技術を修得しており、見本に忠実に素早くたくさんの木版

画を摺り上げることができる。その系譜や技術伝承も明らかである。59年にわたって磨き抜かれた伝統的な木版による多色摺りの技術は区にとって大変貴重であるということでございます。

松崎さんの写真、それから作品が写真資料に添付してございます。それと、お手元にお配りしました、あしたから開催いたします「あらかわの浮世絵展」ですけれども、こちらにも出品していただいていますし、体験学習も買って出てくださいます、あした講師としてお越しいただくことになっております。そちらは松崎さんの作品ではないのですが、あしたから見られるものでございます。

以上でございます。

○委員長 ただいまの説明について、質疑はありますか、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、質疑を終了いたします。

議案第4号について、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、討論を終了いたします。

議案第4号について、異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、議案第4号「平成23年度荒川区登録文化財の登録及び荒川区指定文化財の指定について」は原案のとおり決定いたします。

続いて、議案第5号「荒川区体育指導委員の設置に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第5号について、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 それでは、説明をいたします。

今回の議案でございますけれども、スポーツ基本法の成立に伴いまして、荒川区体育指導委員の設置に関する規則を改めるものでございます。

荒川区におきましては、区民のスポーツの指導、あるいは相談、助言を行う体育指導委員を配置しているところでございます。非常勤公務員でございますけれども、体育指導委員の根拠規定になりますスポーツ振興法という法律がございます。その19条に、地方自治体におきましては、区民のスポーツ振興に資するために体育指導委員を委嘱しなければならないといった趣旨の記載がございます。

この根拠規定でございますスポーツ振興法が改正をされまして、新たにスポーツ基本法という形で衣がえをされました。昨年8月に施行されているところでございますけれども、新たに改正をされましたスポーツ基本法におきましては、旧法の体育指導委員につきまして「スポーツ推

進委員」と名称が変わったという経過がございます。

現在の体育指導委員につきましては、任期を2年という形で定めておきまして、22年度、23年度、2カ年ということで、24年3月末まで任期を有しているという状況でございます。スポーツ基本法への全面的な改正に当たりまして、現在、旧法で位置づけております体育指導委員につきましては、その任期の末までにつきましては旧法での名前を使用しても構わないといったような規定になっているところがございますけれども、次の任期を迎えます24年の4月1日以降につきましては、「体育指導委員」という名称にかわってスポーツ基本法に基づきます新しい名称、「スポーツ推進委員」といった名称に変更する必要が出たものでございます。そのために荒川区体育指導委員の設置に関する規則の一部を改正する規則をこのたび制定する必要が出たというものでございます。

具体的な改正条文でございますけれども、資料の2枚目に荒川区体育指導委員の設置に関する規則の一部を改正する規則の公布案を記載してございます。

まず、規則の名称でございますけれども、「体育指導委員の設置に関する規則」を「荒川区スポーツ推進委員の設置に関する規則」という形に改めさせていただきます。

また、第1条の目的欄に記載をしております根拠規定につきましても、「スポーツ振興法」から「スポーツ基本法」に改めさせていただきます。同時に、「体育指導委員」の名称を「スポーツ推進委員」という形で、すべて変更させていただくものでございます。

第3条の職務につきましては、法律の中に明示をしているものでございますが、今回のスポーツ基本法におきますスポーツ推進委員の職務につきまして、新たに第3条の(1)の記載をさせていただきますけど、「スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。」といった規定が加えられてございます。これを踏まえまして、荒川区体育指導委員の設置に関する規則の一部を改正する規則におきまして同様の対応を行うものでございます。その他細かな字句の見直しをいたしまして、今回規則の改正をしたいという内容でございます。

今回の規則でございますけれども、平成24年4月1日からの施行を予定しているところでございます。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長 では、ただいまの説明について、質疑はありませんか。お願いたします。

○青山委員 体育というのはすばらしい日本語だと思うのですが、この法律ができたというのを知りませんでした。何で体育をやめてスポーツがいいとしたのでしょうか。

○社会体育課長 今回のスポーツ基本法という形で、スポーツ全般的なというニュアンスなのですが、文言についてはほとんど全体的に体育という言葉を下げてスポーツという文言に法律自体が改まっております。

また、この法律が出る前におきまして、都内におきましては、社会体育課という荒川区では名称でございますが、他区ではスポーツ推進課というところが、もしくはスポーツ振興課というような形で、全体的には体育という名前をおろしてスポーツに変えている傾向でございます。

○**教育総務課長** 今回名称をどのような理由で変えたというところについては、私どもも具体的な情報を持っていないのですが、旧法が変わっておりますのはちょうど東京オリンピックの前に東京オリンピックを意識して、その当時の状況の中で施設整備を中心にしてかなり国並びに地方自治体のいわゆる体育振興という観点から法律をつくられたと伺っております。

今回のスポーツ基本法への改正に合わせては、私どももなかなか推しはかるところは難しいのですが、国におきましてスポーツ立国といったような目標を掲げて、広く国民のスポーツを振興していこうというような観点から、単に施設整備だけではなくて、さまざまな幅広い取り組みを盛り込んだ法改正にしたというようなことは伺っているのですが、時間の経過等に私どもの中にもスポーツという言葉がかなり一般的になってきて、さまざまな楽しみ方が増えてきたという中で、総称してスポーツといったような言葉を使っているのではないかと、推察しているところで

○**高田委員** 体育や食育は、学校教育ですが、体育指導委員というのは、学校関係ではなくて、一般の生涯教育の方でスポーツを推進するのが仕事ですから、もともとスポーツ振興法ですが、スポーツ基本法になったのを機にスポーツ推進委員に改めようということだったのです。学校の授業がスポーツ科になると困るので、あれは体育でしょう。

○**青山委員** 社会体育課の名前もスポーツ振興課に改めようとか考えているのですか。

○**社会体育課長** まだそこまでは考えていません。今、先生のおっしゃったとおり、関係の資料をみますと、体育の方が少し教育的な意味が含まれているのではないかとよく言われております。スポーツの方は、そういう意味では…。

○**青山委員** 楽しみですね。

○**社会体育課長** 楽しんで体を動かすということがニュアンス的には強いかと思います。

○**青山委員** そうですね。

○**社会体育課長** そういう意味では、スポーツと体育で、どちらが概念が広いかというのも議論がいろいろあると思います。スポーツ基本法になりまして、今回は前文というのがつきまして、その中で一番注目されているのがスポーツ権と言われておりますけれども、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利である」ということが初めて法律的にうたわれたと、このことをよくスポーツ権と言っております。そういう形で、教育ではなくてスポーツ、体を動かすこと、楽しむことが人間としての権利ですというようなことがスポーツではよく言われているところでございます。

○委員長 では、意見がないようですので、討論を終了いたします。

議案第5号について、異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、議案第5号「荒川区体育指導委員の設置に関する規則の一部を改正する規則」は原案のとおり決定いたします。

次の報告事項に移ります。

「平成24年度予算案における教育委員会主要事業について」説明をお願いします。

○教育総務課長 それでは、教育総務課から説明をいたします。

お手元にピンクの表紙の表冊子を御用意させていただいております。平成24年度主要事業計画でございます。

初めに、1ページをお開きください。

荒川区の財政規模につきまして、平成24年度の予算の概要を記載してございます。前回は意見聴取の際に概要の御説明をしたところでございますけど、本日私どもの財政課で作成いたしました簡単なリーフレットをお手元に用意させていただきました。白黒で大変恐縮なのでございますけれども、荒川区の平成24年度予算の概要、ポイントをまとめたものでございます。

平成24年度荒川区の予算でございますけれども、区におきまして、区民の安心への備えを着実に進め、幸福を実感できる予算と位置づけ、大変厳しい財政状況ではございましたけれども、限られた予算を重点的、かつ効果的に配分するという考え方の下に予算編成を進めてきたところでございます。

平成24年度の区の一般会計の総額でございますけれども、この区長の写真の右側に小さな字で書いてございますが、875億円ということでございます。前年度大変積極予算、平成23年度が915億、たしか7,000万だと思いましたが、前年度比で12%増と、過去最大の積極予算を計上したところでございますけれども、前年度との比較では41億円、4.5%の減ということになってございます。

しかし、こちらに書いてございますけれども、過去2番目の大変規模の大きな積極予算だという形で今回編成をしたものでございます。今回重点事項のところに記載をしてございますけれども、「防災・防犯力、暮らしの安心と健康づくり、就労・創業支援、待機児童の解消と子育て支援、街の基盤整備と文化の醸成、飛躍の年～区制80町周年～」、こういった重点事項に重点的に予算の配分をしてきたところでございます。

見開きのところにそれぞれの項目の幾つかの事業の例示がございまして、なかなか小さな事業について説明がございませんので、わかりづらいのですが、最後のところに主要事業の一覧ということで36事業、例示をさせていただいております。この中で教育委員会に関連するもの、ある

いは教育委員会とゆかりの大変強い子育て支援にかかわるようなものが幾つかございますので、その辺のポイントだけ若干初めに御紹介をさせていただきたいと思っております。

この中で、23番目に待機児童解消に向けた保育施設の整備といった主要事業が1点ございます。こちらにつきましては大都市圏中心におきまして待機児童が大変増えているという状況がございます。荒川区におきましても、新たなマンションの建設が進む中で、子育て世代が大変増えてきたという状況で、待機児童が増えてきた経過がございます。

この間、南千住地区等ではかなりの待機児童の解消、一定進んできたところでございますけれども、現在、日暮里地区で大変多くの待機児童をまだまだ抱えているというような状況がございます。来年度予算におきましては、日暮里地域におきまして民間の私立の認可保育園等の誘致並びにその開設の支援を行うとともに、定員200人規模の公立の保育園を新たに25年の春に整備をするために建設をいたします。こういった待機児童解消に向けた1つの大きな事業が来年度の柱の1つになってございます。

それから、27番目に、放課後子どもプラン事業の拡大ということでございます。

放課後の子供の安全な居場所づくりという観点から、学校を拠点に子育て支援部と連携をしながら、放課後子どもプランの実施を進めているところでございます。現在、7小学校で実施をしているところでございますけれども、来年度は新たに第九峽田小学校と尾久第六小学校で事業を追加して、合わせまして9校で放課後子どもプランの実施を行う予定をしております。関連予算につきましては、子育て支援部の予算でございます。

それから、尾久八幡中学校の建てかえ、区民運動場の整備ということで、こちらにつきましては御案内のとおり、尾久八幡中学校の建てかえ工事、既に23年度から始まっているところでございますけれども、いよいよ工事が本格化するということで、来年度の予算の中に26億円ほどだったと思っておりますが、関連工事費を教育費の中で計上しているところでございます。

それから、32番、荒川二丁目複合施設整備、先ほどもちょっとお話に出ました荒川二丁目に図書館と子育て、子供施設と、それから吉村昭記念文学館、仮称でございますけれども、これの併設施設の整備をする構想でございますが、24年度予算におきましては、建築及び展示の基本設計と実施設計等の経費といたしまして1億280万円、いよいよ本格的に動き出すということで1億円を超える関連経費が盛られているところでございます。

なお、教育委員会といたしましては、社会教育課におきまして引き続き吉村昭記念文学館の設置に向けた資料収集、あるいは調査研究等の経費といたしまして950万円ほど、また新しい図書館のための調査研究という形で、南千住図書館におきまして約200万円の経費を計上しているという状況でございます。

全体といたしましては、荒川区の予算、厳しい財政状況でありますけれども、過去2番目とな

る大変積極的な予算を計上しているところでございます。先日の委員会の審議、予算特別委員会等の際にも東日本大震災を踏まえまして、改めて基礎的自治体の役割が大変大きいといったことを実感した上で、さまざまな地域の課題に積極的にこたえるために大変厳しい財政状況であるけれども、さまざまな課題に重点的に対応する予算編成をした旨の説明が財政当局からあったところでございます。

続きまして、教育費の関係でございますが、前回も御説明をしたところでございます。

2ページ、3ページのところに教育費の関連予算の歳入と歳出につきまして記載をしてございます。前回それぞれの費目についてざっと御説明をさせていただきました。基本的には新たな新規事業、24年度につきましては大変厳しい財政状況の中で計上はしてございませんけれども、充実をするということで学校図書館支援事業、教育総務費の中で前年に比べまして802万円ほどの増をしてございますけれども、学校図書館の活動、大規模校等を中心にいたしまして学校図書館におきます活動、調べる学習等の支援を行うために、繁忙期を中心にいたしまして学校図書館活動を支援するための臨時職員の配置をする経費、新たに800万円ほど計上しているところでございます。

その他基本的に経費増減でございますけれども、個々の事業実績を精査した上で減になったものがございます。基本的には、学校教育ビジョン並びに生涯学習推進計画に基づき、この間推進してまいりました関連予算、事業に必要な予算につきましては、引き続き確保してまいったところでございます。

4ページにつきましては、平成24年度の職員定数を記載してございます。

24年度におきましては、教育委員会の事務局部門の職員並びに教育機関の職員の定数225名でございます。前回の定例会におきまして職員定数条例の改正につきまして御説明をいたしました。その際にも御説明をいたしましたけれども、この2名の増につきましては、指導室におきます事務職員の増と学校用務職員の1名の増といったようなものでございます。

それから、5ページにつきましては、荒川区教育委員会の教育目標でございます。

こちらにつきましては引き続き荒川区学校教育ビジョンに掲げております「未来を拓き、たくましく生きる子どもを育成する」という荒川区学校教育の中長期的な目標の実現に向けまして、それぞれ記載のとおり、「子ども一人ひとりの可能性を伸ばす」、あるいは「豊かな感性や創造力を育む」、「社会的自立の基礎を培う」といった方向性を持って教育ビジョン並びに推進プラン等、あるいは生涯学習推進計画等に基づきました施策を積極的に引き続き推進してまいりたいと考えているところでございます。

6ページにつきましては、生涯学習部門でございますけれども、こちらにつきましても同様でございます。

生涯学習推進計画の基本理念でございます。「区民一人ひとりが幸せを実感できる生涯学習社会の実現」、こういった目標に向けまして、学習情報の発信、あるいは多様な学習機会の提供、さらには生涯学習関連施設の整備・拡充等を引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次の7ページ以降につきましては、「学校教育ビジョン」及び「生涯学習推進計画」の体系に基づき記載いたしました主要事業でございます。

先ほど説明いたしましたように、既存事業につきまして予算の増減はございますけれども、基本的な事業内容等につきましては変更ございません。時間の関係もございますので、説明の方は省略させていただきます。

来年度、私ども基本的にこれまで進めてございます学校教育ビジョン並びに生涯学習推進計画に基づきます諸施策につきまして、引き続き展開をする予算を確保することができましたので、現状、その到達点、課題等を改めて整理をした上で、引き続き着実に推進してまいりたいと考えているところでございます。

並びに改めまして、本日既に御報告をしているところでございますけれども、新年度におきます各学校の教育課程の重点的な事項といたしまして、各学校に既にお配りさせていただいている資料の1ということで、既に委員の皆様には前回御報告したところでございますけれども、学校、来年度の教育課程の重点ということで、指導室の方から各学校に重点事項を示した上で、各学校の取り組み、引き続きフォローを適切にしていまいりたいと思っているところでございます。

平成24年度におきます主要事業の計画については、概略以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○**委員長** ただいまの説明について、質問などございますでしょうか。

質問というわけではないのですが、荒川区の行政サービス調査で教育分野、全国1位ということで、非常に素晴らしいなと思っています。荒川区、小中学校の学校現場を見せていただきますと、小学校は、非常に素晴らしいのですが、若干中学校が課題かなという思いもございますので、ぜひ来年度頑張ってくださいと思います。またその上で、指導室は非常に重要ですので、よろしくお願いをいたします。

○**高野委員** よろしいですか、2つあります。

23番の待機児童解消に向けた保育施設の整備、これはどのぐらいの予算がついているのでしょうか。

それから、もう1つ、放課後子どもプラン事業の拡大、これは後ほど話題になるかと思いますが、この前の平成23年度第二ブロック教育委員会の協議会でいろいろ話題が出ました。そのときに、とてもいい案を述べておりました。

1つは、今の問題に関してですが、放課後学校モデル事業として放課後子ども教室と学童クラブを一体的に運営し、日曜、祝日、年末年始を除き、1年生から6年生までの全児童を対象とした放課後子どもクラブを開催し、学習の場並びに遊びの場ですか、体験の場、交流の場、生活の場を提供していくということがなされているという項目がございました。とても素晴らしい案だなと思ひまして、荒川区でこの予算ができたことを大変うれしく思ひます。そのように23番と27番の待機児童の解消の問題と、それから放課後子どもプランの事業拡大、これについて詳細を教へていただけたらと思ひます。

○**教育総務課長** 初めに、23番の待機児童解消に向けた保育施設の整備でございますけれども、子育て支援部の関連予算なものですから資料がないのですが、6億8,302万円と聞いてございます。基本的には、先ほど御紹介をいたしましたように、東日暮里三丁目という地域に定員が200名規模の公立の保育園の整備を行うというものでございます。

あわせて民間の私立認可保育園等の開設に当たって財政的な支援をしていくといった形で、330名を超えるぐらいの待機児の解消を図っていきたくといったような内容でございます。

それから、放課後子どもプランにつきましては、来年度新たに2校を拡大するというところでございます。19年度から段階的に実施校を拡大してきているのですが、来年度の予算の中では2億4,000万円ほど、新たに約4,900万円の費用をのせまして、先ほど御紹介しました第九峽田小学校と尾久第六小学校で実施を行うといったような状況でございます。結果といたしまして来年度は区内の小学校9つで、この放課後子どもプラン、子供たちの放課後対策の実施をするといった状況でございます。

○**高野委員** ありがとうございます。

○**委員長** これからますます教育と福祉の分野が結合しながら授業を進めるということが必要という気がいたします。

○**高野委員** あともう1ついいですか。

中学生に対して重点的な教育指導を行うためのその予算は何かありますか。取り組まなければいけない荒川区における今後の課題だと思ひますので。

○**教育部長** よろしいでしょうか。

○**高野委員** はい。

○**教育部長** 学校パワーアップの中で学力向上等、1校当たり80万程度用意をされて、これは経年的に取り扱われてきたことだと思ひています。また、創造力あふれるという分野では100万円、1校あると、そういう意味では中学校が、課題があるという、公教育の終了の場でもあると、そういう意味ではパワーアップの中で十分な工夫をしていただければ素晴らしい取り組みというか、予算的に非常に大きな展開は難しいかもしれませんが、各学校の体制の中で取り組む部分に

はパワーアップで当面对応できるのではないかと私個人的には考えているところでございます。

パワーアップができた当初、一時学校が欲しい備品というのが、大分備品消耗品がこれで充当されてきたと思っておりますので、中学校の個々の学校がそういった課題を抽出して取り組んでいけば、その予算的な背景は各学校のものについてはパワーアップの中である程度カバーできると思っております。そういうパワーアップの中で取り組んでいただければと、予算的には考えているところでございます。

○高野委員 きょうの研究会のキャリア教育と同じように、小学生、中学生を立派な大人に育てるというのは、私は生涯教育も含めて教育委員会の仕事だと思いますが、やはり一番重要なのは、中学生をいかに中学3年生までに立派な子供たちに育てるか、そして高等学校、あるいは社会に送り出すということが大命題だと思います。そのところを今後、小学校の方は随分力を教育委員会としては尽くしていると思うので、視点を中学校に向けて立派な中学3年生を育て、今後社会に送り出す、高校に送り出すということに少し方向性を変えるということを提案したいと思います。今後の課題だと思います。

○教育長 確かにそうです。きょう見たら、小学校の子供たちは、ノートをきちんとつけていました。ノートのつけ方を含めて、きょう早稲田大学の人が言っていましたけど、学校生活を有意義で、興味深く、充実したものにすることが学校の使命であり、いろんな基本になるのだから、ぜひこれをやっていただきたい、これがまさに人権教育だと。だから子供たちの学習習慣とか、そういうものの中でやったのがルールとリレーションというのですか、約束を守って、そしてみんながお互い助け合って仲よく、きょう学校に来てよかったなという雰囲気やっていかなければいけません。ルールを守らない、教科書を持ってこない、寝てしまう、そういう子供がいるという状況を本当に真摯に反省し、一人ひとりと言いながら一人ひとりを大切にしていけない教育が行われなようにする。国語力、表現力が弱いから対応できないので、文章を書いたり読んだり、読み解く力をつけるためにどうしたらいいのか、日々の生活習慣の中で、課題の与え方の1つにしても、部活が終わったら何もしないで、寝るだけでなく、何か課題を、きちんと目的意識を持った体制でやっていかないと、結局高校へ行って中退してしまうという状況もありますので、真剣に考えていきたいと思えます。

○高野委員 それに対していろいろ考えているのですが、教育委員会のスタッフ、あるいは全体のスタッフ、中学教育に対して精通している人がいるかと思えますが、特にそういう指導力のある方が参加してくれると、現場がわかって、そして焦点をそこに当てることができるように思います。そういう方向性も考えてみれば、予算をどこにつけていかまで話が進展すると思えますので、ぜひそれを教育委員会として考えていただけるとありがたいと思えます。

○教育長 はい。

○**教育部長** 今回既に御報告をいたしました東京都の学力調査の結果ですが、各学校で中学校を中心に分析をしていただこうと思っております。その先には区の学力調査の結果の分析も各学校で取り組むという予定になっておりますので、都と区の学力調査の結果、少なくとも学力向上については、その結果どういう取り組みが必要なのかという分析の過程を経て、もし予算の非常にかかるようなものが必要であるとなってくれば、25年度予算に、日程的には来年度のといえますか、ことしの1学期ぐらいまでに完全に分析を終えれば、25年度予算に反映していけるというふうに考えているところでございます。学力向上については、そういった形で25年度へつなげていけるのではないかと考えているところでございますので、よろしくお願いをいたします。

○**高野委員** 強化と言うと、よくないかもしれませんが、中学校を視点に考える方向性を持って進めることは、区のためになる、あるいは区民のためになる、国のためになると思います。

○**高田委員** 24年度の重点の中に荒川区の場合、読書活動の充実ということがありますが、学校図書館が大いに整備されて、それを活用して論文のコンテスト等をやって実績を上げています。荒川区は全学校に電子黒板が設置されていますので、それがどういうふうに活用されて、どういうふうな実績を上げているかというようなものを24年度、25年度に向けて、ほかのところではまだあまりやっていないことなのだから、荒川区はこのおかげでこうなったという結果を出すためにも大いに活用させて、事業を展開して、結論を出さなければいけないのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

原中へ行きましたが、どこにも電子黒板が活用されていませんでした。大門では1つの教室だけちょうど道徳教育で使っていました。きょうの発表会では全クラスみんな使っていましたが、荒川区の教員が他区に異動したときに、荒川区から来たのだから電子黒板を活用しているだろう、電子黒板を使えるでしょうと、多分、他区の人と思うだろうから、全く使えないような教員ではいけないだろうと思います。

○**教育部長** 電子黒板ですけれども、中学校が従来から取り組みがおくれておりまして、大門でも非常に少なかったという御指摘をいただきましたけれども、一因としては多分学習指導要領がことしの4月から変わりますので、多分、今、似通った学びの内容であると思いますけれども、今まで板書を中心にやってきたものを、すぐカーブを切るというのは専科であるがゆえになかなか難しいのかなと、個人的にはそう思っています。

ですから、先般の校長会で小学校2校の電子黒板の取り組みの紹介をして、各校で取り組んでくださいという取り組みをやっております。あるいは学力向上にどれだけ有効に活用できるかということも含めて、中学校を中心に校長先生方に協力、取り組みを求めていきますので、その段階の中で改善されていくというふうに考えているところでございます。

○**高田委員** 電子黒板を導入したときの導入業者が、アフターでいろいろ先生を指導するような、

そういう講習はやっていないのですか。

○**教育長** 講習会もやりました。教職員を全員集めて、業者が使い方について講習会を何度もやったにもかかわらず、使いこなせない教員がまだまだいます。小学校の場合は自分の教室で全教科が教えられるということで、研究発表会のために全教科入れたというのです。

だから、どの教室行っても、全部の教科がすぐ出せる。そういう努力をすれば、いろいろ教材も開発できるのですが、中学校の場合は毎時間毎時間教室が、変わってしまう。でも、教科教室型の学校の場合はできるのですが、そうでなくても、フロッピー等を持っていけばできないことはないのです。

○**教育部長** USB単位で持っていけばできないことはないと思うのです。きょうの3年生でしたか、きれいにできていたのでソフトだと思ったら、パワーポイントで教員が自分でつくったという非常にわかりやすいもので、子供たちも興味深く見ていました。高田先生と一緒に汐入東で拝見したのですが、教員の能力は、若い教員を中心にそこまで高まっていますので、中学校で、何でもう少し取り組めないのかなという、そういう意味ではひょっとすると、荒川の中学校を中心に専科の教員が自分の教えている内容をもう一度振り返ることが徹底的に必要なのかもしれない。その過程の中で電子黒板を入れていくとか、活用するとかということをやらないと、広まっていけないのかなという気がしないでもない。その辺の詳しいところは、指導室長から何か感想なり、考えがあればお願いします。

○**指導室長** 中学校の方が、教員の年齢層が基本的には高いです。やはり今までやってきた指導方法を、若い方は新しいものが入ってきてもどんどん吸収するといったことが小学校では進んでいるのが、中学校では今までの自分の指導の仕方を変えられない教員がまだまだ多いということはいえると思います。

ただ、清水校長先生も数学の研究会の中で、電子黒板の活用の研究を研究会としてやっていっているような動きも紹介してくださいましたし、それなりに努力はしてくださっていて、またさらに働きかけていきたいと思います。

○**委員長** 先ほどの部長の中で、学力テストの分析、早ければ予算措置もできるということですので。

○**教育部長** 予算といいますか、課題の分析の指示を学校に出しますので、それがその後、来年度の1学期になってしまうのですが、区の課題の分析もしますので、その過程の中である程度こういう対応が必要だと、予算的な背景も必要だということであれば、秋にかけてまとめて25年度予算に反映していければ、何らかの取り組みが可能かなと思っています。

予算が必要なもので、割合この学校でそんなに金目が大きくないものであれば、先ほど申し上げたようにパワーアップの中で、既存の中で結構取り組めていけるのではないかと思っているの

です。あるいは、例えば中学校の教員も使えるような電子黒板のソフトとか、ちょっとお金の大きさが張れば、そんなことも考えられるのかなと思います。

○教育長 小学校の校長先生に聞いたら、全部パワーアップでやっているそうです。教材も買ったり、そのお金の中でちゃんとやってくれているのです。だから、意欲の問題で、本当に意欲があればどんどん開発して、中には休み中に学校に常駐して、全部の機械にインストールしたということがありますので、意欲があればできると思います。

○委員長 そうですね。

○青山委員 来年度は中学校の授業を重点的に見学に行く回数を増やしたいですね。

○高野委員 そうですね。

○委員長 ぜひそうしたいと思います。

○教育長 よろしくお願ひします。

○高野委員 もう1つあります。26ページのところを見ますと、本当に素晴らしい予算の配分だと思いますが、(8)の小中一貫教育の推進、これが約500万円ついていますが、これをモデル校として汐入地区が始まって何年目ですか。

○指導室長 先ほどのお話にもあったのですが、5年目です。

○高野委員 そんなになりますか。

○指導室長 19年から汐入と三中で始まって、22年で汐入東が開校になって3校になりましたので、実際には19年から5年間です。

○高野委員 500万円がつかいましたが、恐らく学校には一貫教育の場所と、それから一貫教育ではないところがあって、選択する自由があった方がいいように思うのです。もう1校増やすと、予算を増やさなければならない。きょうのお話を聞くと、ある程度の成果は得られているのかなと私自身は感じたのですけれども。

○指導室長 基本的には研究開発、研究していく中で講師を招いたり、人をつけたりということで予算を活用していると思います。

○高野委員 いいというものに対して制度をいかに現実に移行するかですね。

○指導室長 要は、予算がなくても、例えばカリキュラムの接続であるとか、児童生徒の交流であるとかいうのは、どの学校でもできます。

○高野委員 できるのですか。

○指導室長 例えば、近隣の学校とそういう交流をしていきたいと思いますとか、カリキュラムについては、小学校で習ったことをしっかり踏まえて中学校で教えていきたいと思いますとかいったような提示もしていただいている部分もありまして、キャリア教育の一覧も出ていますから、そういうものを学校でも、それを参考にしながら指導はできていますので。

- 高野委員 荒川区のように地理的に小学校と中学校が近くにあれば、非常にいいですね。そういうところを重点的にするかとか、もっと推進するならば、考え方をきちっと持ってどんどん積み重ねた方が区のためになると思います。
- 指導室長 一部だけではなくて、そういったことというのはどの学校にも必要で、中1ギャップを解消するためにもどの学校でも、どこの地区でも推進しなければならない部分があると思うのですね。
- 高野委員 でも、ハードの部分を、地域的な割合がいいとか、そういうこともぜひ考慮に入れながら、いいならば一貫教育を進めてほしいと思います。
- 指導室長 はい、検討していく必要があると思います。
- 青山委員 荒川のやり方というのは、物理的には小学校と中学校とかあっても、その中で教育の考え方として一貫していくという考え方の方を取り入れてやっていますよね。
- 高野委員 ハードよりソフトの方ですね。
- 青山委員 ええ。だから、これをさらに成果が上がればうちのやり方だったらまだ普及できるわけです。ほかの小中学校でもやろうということができるので、そういうふうにごう成果を出していくかということですよ。多分小学校6年と中学校3年ということを見ると、9年を物理的に一貫するという発想は余り出てこなくて、逆に精算した方がいい面もあります。メリットとデメリットと両方あるので、そういう意味では中高一貫に比べると、全国的になかなか普及しないというのは、そういうところもあるのだと思うのです。だから、そういう意味では、荒川みたいなやり方の方がいいわけです。
- 高野委員 その方がいいかもしれませんね。
- 青山委員 それは高野先生おっしゃるように、さらにもっと広げていくという時期がそろそろ来るのでしょうか。
- 教育長 同じ校舎の中にある場合、中学校が荒れていて手がつけられない状況だと、小学生がそれを近くで見て、悪いことばかりイメージする。離れていると、悪いところが見えない。昔は台東、下谷中にいたのですが、1、2階が台東小学校で、3、4、5階が中学校で、台東小から下谷中にほとんど入らないで、忍岡とか、上野中へ入学するのです。
- 青山委員 よく小学校では不登校だったけど、中学校になった途端に出てきたとか、エピソードでレアケースでしょうけど、そういう話もあるけど、やはり気分を一新するというのもいいですよ。
- 高野委員 そうですね。
- 教育長 生活指導がだめだと、本当に難しいです。
- 青山委員 だから、うちの場合は、これは教育内容とか、教育理念を9年間一貫して通して考え

るということで、これは義務教育の考え方からいったら、こっちの方が本来は主流なのかもしれないのですよね。これは決め手のない話ですが。

○高野委員 リセットする方がですね。

○青山委員 小と中は内容理念で一たんリセットする。

東京都は私学助成やっていますよね。そこでよく話題になるのは、私学の場合に中高は普通一貫なのです。ところが、だんだん生徒数が減ってきているので、マーケットの関係で、小学校までという議論をよくするのですが、結局かなり発達段階から言うと、中と高は共通のところがあって、中学と小学校というのはかなり発達段階から言うと違くと、中高はまだ思春期で一貫していると、そういうことを言う人もいますよね。

○教育部長 中高一貫と言いますと、私立であると、中学校の復習を多分高校1年の1学期ぐらいに入ってきますよね。中高一貫は、それを飛ばすのですよね。それで、全体を短縮して、3年生のところを大学受験に振り向けるというようなカリキュラムの短縮が、たしかできるはずなのです。

ところが、小中一貫で、公教育でやりますと、そういう改善は、多分できないですよ、学習指導要領で決められていますので。そういった意味では、やはり連携を密にするというような意味合いでの取り組みが一番いいのかな、それでそういう意味では小学校を卒業して、リセットして、中学校に入るといってところではないかなと私は思っているのです。

だから、一貫というと、普通どこか中高一貫のようなイメージが出てきますので、どこか端折れるような、ダブるようなところが。

○青山委員 先生のところは、中高を持っていますか。

○高野委員 いいえ、全然。

○青山委員 附属を持っていないですよ。明治大学は附属を幾つも持っているのです。中高を幾つか持っているのですけど、小学校までという議論は何年かに1回出てくるのですけど、結局かなり中高に比べて違うということで、結局まだ踏ん切りがつかない、いまだに課題になっている。

○高野委員 勉強になりました。ありがとうございました。

○委員長 ありがとうございます。では続きまして、「小中学校、園におけるインフルエンザの流行について」説明をお願いいたします。

○学務課長 インフルエンザの流行についてでございます。

まず、東京都におきます流行の状況ですが、注意報が1月26日に、そして警報が2月2日に出されてございます。

感染拡大防止策としては、過去には、手洗い、うがい、せきエチケット、それに加えて教室のごみ箱の片づけであるとか、教室の換気というのを取り組んでいただくようお願いしてい

るところですが、注意報や警報、それからきのう校長会では、改めましてこの感染拡大防止策に積極的に取り組んでいただくようお願いしているところでございます。

現在の状況ですけれども、表には2月7日現在でまとめてございます。延べでいきますと、全部で学級閉鎖の件数が26件となっております。きょうまでの状況でいきますと、これに加え、8件ふえまして、現在34件でございます。22年度と比べても、やはり多い状況になってございます。引き続き、感染拡大の防止に努めていきたいと考えてございます。

説明は以上です。

○委員長 ただいまの説明について、質問などございますでしょうか。

○教育長 傾向は低学年が多いのですか。それとも関係ないのですか。

○学務課長 今回はどちらかというと、幼稚園から中学校まで幅広く出ているような状況です。

○教育長 1年生が多いのではないかなと最初は思いましたが、そうでもないのですね。

○委員長 では、予定しておりました事項は以上ですが、事務局より連絡事項等ございますでしょうか。

○教育総務課長 特にありません。

○委員長 それでは、以上をもちまして、教育委員会第3回定例会を閉会いたします。

本日は、前半の研究発表の視察から長時間にわたりましてお疲れさまでした。ありがとうございました。

—了—